

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年7月10日 11時30分ごろ
発生場所	北海道小樽市塩谷漁港北北東方沖 塩谷港外防波堤西灯台から真方位032°1,180m付近 (概位 北緯43°13.6′ 東経140°55.5′)
事故の概要	プレジャーボート ^{エイチアールエム} HRMは、南進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年7月13日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート HRM、35トン
船舶番号、船舶所有者等	142715、HRM ホールディングス株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底部に亀裂、両舷プロペラに欠損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者14人を乗せ、遊覧する目的で、マリーナを出発した。</p> <p>本船は、船長がフライングブリッジで立った姿勢で手動操舵により操船に当たり、約7ノットの対地速力で、塩谷漁港北北東方の小樽市窓岩沖を南進中、‘窓岩西方沖の浅所’（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げ、本件浅所を通過した。</p> <p>船長は、船底から衝撃を感じたので、主機を後進とし、本船を停船させた。</p> <p>船長は、本船に異常がないか確認したところ、後部の船室が床上20cm程度浸水していることに気付き、海上保安庁に通報を行った。</p> <p>本船は、来援したマリーナの救助船によって同乗者等の救助が行われた後、同船によって塩谷漁港にえい航された。</p> <p>船長は、本船の乗船経験が約4回であった。その他、和船型の小型船による本件浅所付近での乗船経験は豊富で、本件浅所の存在を知っていた。</p> <p>船長は、フライングブリッジにいた同乗者に気を配り、操船に集中できなかったため、本件浅所に接近したことに気付かず、本件浅所に乗り揚げたと本事故後に思った。</p> <p>本船は、2軸船であり、喫水が船首約0.5m、船尾約1.3mであった。</p> <p>本件浅所は、水深が約1mで、底質が岩である。</p>

分析	<p>本船は、南進中、フライングブリッジで操船に当たっていた船長が、フライングブリッジにいた同乗者に気を配り、操船に集中できない状態で航行を続けたことから、本件浅所に接近していることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が南進中、フライングブリッジで操船に当たっていた船長が、フライングブリッジにいた同乗者に気を配り、操船に集中できない状態で航行を続けたため、本件浅所に接近していることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、操船に集中できる環境を整えること。 ・ 予定航路に浅瀬等がある場合は、あらかじめ海図等で確認し、近づかないよう注意すること。